

魅力ある町づくりの ための根拠条例を制定

2020年
3月定例会
3月4日～
3月18日

条例の主なもの

●なのはなタウンの入居資格の審査方法が変わります
(大崎町子育て支援定住促進住宅条例の一部改正)

平成27年度に仮宿吹切に整備した大崎町子育て支援定住促進住宅（通称・なのはなタウン）の入居者の審査方法について、現行の条例では大崎町子育て支援定住促進住宅入居審査会（以下審査会という）で審査し、特別の事情がある場合は審査会で優先的に入居を決定することができるが、今回の条例改正で特別の事情がある場合は、町長の判断で優先的に入居を決定することができるようになります。

質…審査会において審査の結果「否」となったケースはあるのか。

答…これまで「否」となったケースは無い。

質…条例改正により特別の事情がある場合は町長が優先的に入居を決定することができるのであれば、町長に権限が集中するのではないかと懸念されるがどうか。

答…特別の事情があると認められる場合とは、町内外を問わず大規模災害等が発生して住宅等を失った方が、なのはなタウンの入居要件に合致すれば優先的に入居していただくといったケースを想定している。

●農地の区画整理後一定期間内に禁止行為を行うと特別徴収金を徴収されることとなります
(大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定)

(農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の審議内容などについては5ページにも掲載)

土地改良法の改正により農地中間管理機構関連農地整備事業で区画整理等を実施する場合、農地中間管理権が設定された農用地について、事業の完了公告が済んだ翌年度から起算して8年経過しない間に、目的外用途への転用や農地中間管理権の契約を解除した場合に特別徴収金の徴収を行う事が出来ることから、今回、本町においても特別徴収金の徴収が行えるよう条例を制定するものです。

●総合計画策定の根拠となる条例を作ります
(大崎町総合計画策定条例の制定)

総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定める事が地方自治法において義務付けられていますが、平成23年の地方自治法改正によって、基本構想の法的な策定義務が無くなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の判断に委ねられることになった。総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力ある町の将来像を描く重要な計画であることから、本町においては、議会の議決を必要とすることとし、令和2年度に策定する次期総合計画の策定業務に先立ち総合計画の策定根拠となる本条例を制定するものです。